

2019年10月

消費税の増税に伴うガス料金等改定のお知らせ

株式会社 エネアーク関西

謹啓 新秋の候、皆さまにおかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、消費税法の改正により消費税等(※1)の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、2019年10月1日よりガス料金等を改定いたしました。

ただし、消費税法の経過措置により、2019年9月30日以前より継続してガスをご利用いただいているお客さまの10月検針分(2019年10月1日から2019年10月31日までに行う検針によるガス料金のご請求)につきまして適用される消費税率は8%となります。

なお、今回の料金改定には消費税等の増税以外の料金改定は一切ございません。詳細につきましては検針票、または検針のお知らせをご確認下さい。

今後とも、より一層の経営努力を進めて参りますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(※1)「消費税等」＝消費税及び地方消費税の合計

(※2)ガスをご使用のお客さまは9月以降の検針票で、エネアークでんきをご使用のお客さまは11月以降の検針票でご確認いただけます。

(※3) 今回の改定内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

謹白

◆本件に関するお問い合わせ先

この件に関するお問い合わせは、下記フリーダイヤルまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、その他ガス料金等のお支払方法変更や、転居等ガス使用停止のご依頼は、ホームページ(<https://kansai.enearc.co.jp/>)からもお申込みいただけます。ぜひご利用ください。

エネアーク関西 フリーダイヤル 0120-60-7277

(受付時間 月～土：9：00～19：00、日祝日：9：00～17：40)

以上